

2011年人事院勧告 月例給—3年連続マイナス 定年延長を提言も、延長後の給与水準は70%に

人事院は東日本大震災などの影響から遅れていた国家公務員の給与等に関する勧告、定年延長に係る意見の申し出を9月30日（金）に行いました。給与をめぐる内容では3年連続で月例給を引下げ、ボーナス改定の見送りなど総人件費抑制となっています。

勧告は国立大学法人の給与決定に影響を与えてきたことから、主な内容を紹介し、また、詳しい内容を掲載している「国公労新聞」（人勧特集号）をお届けします。

ただ、今回の勧告については、国家公務員給与切り下げ法案（赤煉瓦 No.2）が継続審議になっていることとも関連して、野田内閣がどのような対応を取るのか予断を許しません。組合としては熊本大学教職員の賃金水準が人事院の示したデータにある「社会一般の情勢」より低いことを明らかにしつつ、これ以上の給与切り下げに反対するとともに、給与水準の向上に全力で取り組みます。

2011年人事院勧告の主な内容

○給与勧告のポイント

月例給引下げ

～平均年間給与は△1.5万円（△0.23%）、

① 公務員給与が民間を上回るマイナス較差（△0.23%）を解消するため、月例給の引下げ改定

～50歳台を中心に40歳台以上を引下げ（最大△0.5%）、指定職△0.5%、その他の給与表に行政職（一）との均衡を考慮して引下げ改定、医療職（一）＝医師は除外

② 給与構造改革における現給補償の廃止、12年度は2分の1減額、13年4月廃止

給与改定の内容と考え方

<月例給>民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

- 1) 行政職俸給表（一） 民間の給与水準を上回っている50歳台中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（50歳台が在職する号俸：最大0.5%、40歳台後半層が在職する号俸△0.4%、40歳台前半層が在職する号俸で収れん）
- 2) 指定職俸給表 行政職俸給表（一）の管理職層の引下げ率を踏まえた改定（△0.5%）
- 3) その他の俸給表 行政職俸給表（一）との均衡を考量した引下げ（ただし、医療職俸給表（一）等は除外）

◎給与構造改革における経過措置額も、本年改定率等を踏まえて引き下げ

給与制度の改定等

- 1) 経過措置の廃止等 ・給与制度改革における経過措置について、2012年度は経過措置として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、2013年4月1日に廃止 ・経過措置額の廃止に伴って生じる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革中に抑制されてきた昇給を回復
- 2) 今後の取組 ・高齢層における官民の給与差を縮小する報告で昇格、昇給制度の見直しを検討 ・民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討 ・専門スタッフ職俸給表の級の新設は、政府における職の整備の取組みを待って対応

定年延長についての意見の申し出について（概要）

- 国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考量し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No.9 2011. 10. 11	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/